

# 行政書士試験合格者向け登録入会事前説明 ～東京都行政書士会登録入会のご案内～

ご視聴の前に…

☆ 「登録入会のご案内」の冊子をお手元にご用意ください。

☆ 訂正箇所：

スライド12枚目

2. 添付書類等 (6) ④の※印 2行目

誤) …区分され、一般利用者を**固縛**ことのない…

正) …区分され、一般利用者を**拒む**ことのない…



日本行政書士会連合会 公認キャラクター ユキマサくん

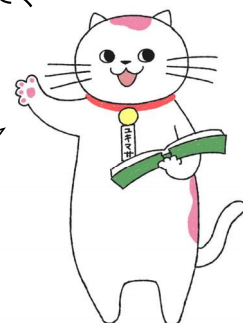
 東京都行政書士会 *presents*

# 行政書士試験合格者向け 登録入会事前説明

～東京都行政書士会登録入会のご案内～

※冊子「登録入会のご案内」をお手元にご用意いただきまして、  
ご視聴ください。

東京都行政書士会へようこそ☆  
登録・入会の方法を説明するニャ!



日本行政書士会連合会 公認キャラクター ユキマサくん

☆申請受付：時間予約制（必ず東京都行政書士会事務局に電話にて事前予約）  
東京都行政書士会事務局  
電話番号 03 - 3477 - 2881  
予約受付時間 平日午前9時～12時、午後1時～4時

☆申請方法：以下の書類を必ず本人が東京都行政書士会事務局に持参。  
1. 提出書類（※書類に訂正があった時のために、申請印をご持参ください。）  
2. 添付書類  
3. 登録諸費用  
4. 登録免許税

☆処理期間：申請書類の受理後に審査をおこない、登録・入会完了まで1～1箇月半程度。  
完了次第、郵便にて「登録・入会完了の通知」と「新入会員登録証交付式及び研修会のご案内」を送付。

「登録入会のご案内」 p.7参照



## 1. 提出書類

「登録入会のご案内」 p.15以降の注意事項及び記載例、「東京都行政書士会行政書士事務所設置指導基準」、「事務所の名称に関する指針」をご覧いただきながら記載してください。

- ①行政書士登録申請書（「登録入会のご案内」 p.16参照）  
※登録免許税の収入印紙は貼付せずお持ちください。
- ②履歴書（「登録入会のご案内」 p.17~18参照）  
※無職・休職・アルバイト等の期間も含め、現在の状況まで期間の漏れなく記載してください。
- ③誓約書（「登録入会のご案内」 p.19参照）
- ④東京都行政書士会入会届（「登録入会のご案内」 p.20参照）
- ⑤事務所写真 規定の写真貼付用紙（「写真貼付用紙作成の注意事項」参照）  
※使用人登録の場合は提出不要です。



1. 提出書類

⑤事務所写真 規定の写真貼付用紙（「写真貼付用紙作成の注意事項」参照）

※レンタルオフィス等では、フロア全体の平面図も添付してください。

※賃貸の場合は、賃貸借契約書にて使用期間や使用目的（事務所、店舗、住居用等の項目）を確認します。

※設備については、行政書士の公正保持に関する諸規定に抵触することなく、事務所としての独立性が確保されていることが求められます。要件が満たされていない場合、事務所調査の対象となり指導等の処分がなされることがあります。

(ア) 1ヶ月以内に撮影した鮮明な写真であること

(イ)事務所外部は、建物の全景（外観）、入口付近、ポスト・テナント表示を撮影すること

(ウ)事務所内部は、概要や独立性が確認できるように、さまざまな方向から写したものであること

(エ)設備は、パソコン、書類保管場所等の設備を整えた状態で撮影すること

東京都行政書士会行政書士事務所設置指導基準第3条（設備）各号を参照。

(カ)独立性を確保した形態であることがわかる写真を必ず貼付すること

・戸建て住宅の一部を事務所とする場合、**居住スペースと事務所は明確に分かれていることが判別できること。**

・同一フロアに他の法人や団体等と同居している場合は、**パーティション等（概ね160cm以上であって容易に動かせないもの）**を利用して守秘義務を遵守し、独立性が保たれていることが判別できること。

但し、同居の法人・団体等が行政書士又は他士業者である場合を除く。



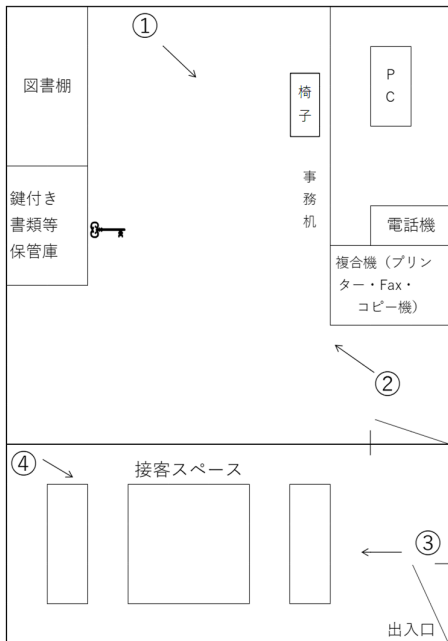
日本行政書士会連合会 広報イラストレーター ユキヤン

1. 提出書類

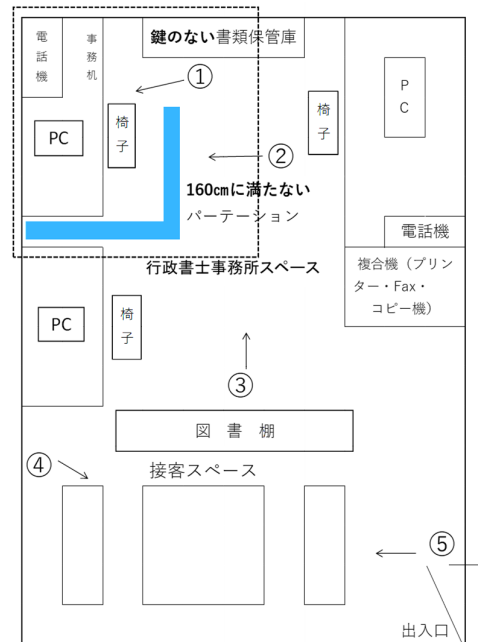
⑤事務所写真 規定の写真貼付用紙（「写真貼付用紙作成の注意事項」参照）

※事務所配置図には、どの方向から写真が撮られたのか分かるように番号・矢印を記入してください。

良い例：



悪い例：



日本行政書士会連合会 広報イラストレーター ユキヤン

## 1. 提出書類

※東京行政書士政治連盟加入届（「登録入会のご案内」p.8参照）

行政書士の地位向上・職域拡大のため、東京行政書士政治連盟（東政連）は各政党・会派へ働きかけ、政策提言等を行っております。

任意加入ではありますが、行政書士会員の声を政界に届ける1つの手段ですので、加入のご検討をお願いいたします。

### 東政連の主な活動実績

- ・法務省令「(入管)申請取次制度」の誕生
- ・行政書士法一部改正「代理権」の獲得
- ・行政書士法一部改正「行政不服申立て代理権」の獲得(特定行政書士)

東政連ホームページはこちら



## 2. 添付書類等

(1) 行政書士となる資格を証する書面

- ・行政書士試験合格証
  - ・弁護士、弁理士、公認会計士、税理士資格での登録者は、各所属会の登録証明書原本（事務所所在地の記載があるもの、発行3箇月以内）
  - ・公務員行政事務資格者は、職歴証明書（行政事務担当機関が17年以上20年未満の者は、卒業証明書等が必要。）
- ※行政事務での登録希望の方は、登録手続きの前に資格事前調査を受けてください。

(2) 住民票

- ・発行後3箇月以内、本籍記載のあるもの。
- ※外国籍の方は国籍記載のある住民票と、在留カードのコピー又は特別永住者証明書のコピーが必要です。

(3) 身分証明書

- ・発行後3箇月以内のもの。

(4) 顔写真 5枚

- ・縦3cm×横2.5cm、カラー、無帽、正面上半身、無背景。
- ・裏面には氏名を記入。

「登録入会のご案内」p.9参照



## 2. 添付書類等

(5) 戸籍抄本 ※以下に該当する場合のみ提出

- ・職務上において旧姓の使用を希望する場合
- ・婚姻等の理由により、行政書士試験合格時から氏、名もしくは氏名に変更があった場合
- ・発行後3箇月以内のもの。

(6) 事務所の使用権を証する書面

- ・次の①～⑥のうち、該当する事務所形態をご確認のうえ必要書類を提出してください。

※事務所設置にあたっては、独立・安定した事務所形態でなければなりません。

※賃貸借契約による契約書記載の使用期間が1年以下の場合は、安定した事務所とはみなされません。

※レンタルオフィスの場合、形態によっては行政書士事務所に適当ではない場合があります。

例：時間貸しのレンタルオフィス、執務室・事務スペース等を共有するコワーキング・ブース貸し、バーチャルオフィス等。

①自宅に事務所を設ける場合

- ・原則、特になし（住民票にて確認）
- ・マンション等の集合住宅の場合は、誓約書（自宅に事務所を設ける場合（集合住宅等）に✓を入れる、「登録入会のご案内」p.23参照）を添付。
- ・都営住宅やUR住宅等、事務所利用が禁止されている住宅での登録はできません。



日本行政書士会連合会 公益キャラクター ユキマヤくん

「登録入会のご案内」 p.9~10参照

## 2. 添付書類等

(6) 事務所の使用権を証する書面

②自宅以外の独立事務所

自己所有	・建物の登記事項証明書（写）
自己名義の賃貸借契約書	・自己名義の賃貸借契約書（写） ・使用目的が「住居用」の場合、賃貸人からの使用承諾書（「登録入会のご案内」p.24）
親族所有	・建物の登記事項証明書（写） ・建物所有者（親族）からの使用承諾書
賃借人からの転貸借	・建物所有者・賃借人名義の賃貸借契約書（写） ・建物所有者と賃借人の使用承諾書 ※賃借人が法人の場合は、「④会社等の法人内事務所」の必要書類を提出



「登録入会のご案内」 p.10参照

## 2. 添付書類等

(6) 事務所の使用権を証する書面

③「自分以外」の行政書士又は他士業者（士業法人を含む）と同一事務所



自己所有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記事項証明書（写）</li> <li>・共同合同事務所届出書（「登録入会のご案内」 p.22）</li> <li>・誓約書（他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合に✓）</li> </ul>
自己名義の賃貸借契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己名義の賃貸借契約書（写）</li> <li>・共同合同事務所届出書</li> <li>・誓約書（他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合に✓）</li> </ul>
共同・合同者名義の所有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記事項証明書（写）</li> <li>・建物所有者（共同・合同者）からの使用承諾書</li> <li>・共同合同事務所届出書</li> <li>・誓約書（他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合に✓）</li> </ul>
共同・合同者名義の賃貸借契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同・合同者名義の賃貸借契約書（写）</li> <li>・建物所有者と賃借人（共同・合同者）の使用承諾書</li> <li>・共同合同事務所届出書</li> <li>・誓約書（他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合に✓）</li> </ul>

「登録入会のご案内」 p.10参照

## 2. 添付書類等

(6) 事務所の使用権を証する書面

④会社等の法人内事務所（士業法人を除く）

※行政書士事務所としての位置、区画（出入口付近、独立した一室、パーティション等による区分け、専用電話等）が法人等と明確に区分され、一般利用者を固縛ことのない事務所機能を確保している必要があります。



法人所有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記事項証明書（写）</li> <li>・建物所有者（法人等）からの使用承諾書</li> <li>・誓約書（法人等の事務所内に事務所を設ける場合に✓）</li> <li>・法人の登記事項証明書（写）</li> <li>・法人の使用フロア平面図</li> </ul>
法人名義の賃貸借契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人名義の賃貸借契約書（写）</li> <li>・建物所有者と賃借人（法人等）の使用承諾書</li> <li>・誓約書（法人等の事務所内に事務所を設ける場合に✓）</li> <li>・法人の登記事項証明書（写）</li> <li>・法人の使用フロア平面図</li> </ul>

「登録入会のご案内」 p.10～11参照

## 2. 添付書類等

(6) 事務所の使用権を証する書面

⑤既存の行政書士法人の社員



既に設置されている事務所の社員	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政書士法人の現在の定款（写）</li> <li>定款の変更予定案又は総社員の同意書</li> </ul>
新たに設置される事務所の社員	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政書士法人の現在の定款（写）</li> <li>定款の変更予定案又は総社員の同意書</li> <li>事務所の使用権を証する書面（①～④に該当する書類）</li> </ul>

※添付する定款の写し又は同意書の最終頁に、以下の項目を付記して作成してください。

現在の定款の写し	定款の変更予定案	総社員の同意書
<ol style="list-style-type: none"> <li>「現在の定款に相違ない。」</li> <li>書類作成日</li> <li>法人名、代表社員名、法人職印</li> <li>申請者名・申請者印</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>「変更の予定案に相違ない。」</li> <li>書類作成日</li> <li>法人名、代表社員名、法人職印</li> <li>申請者名・申請者印</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>「上記に同意する。」</li> <li>書類作成日</li> <li>法人名、代表社員名、法人職印</li> <li>社員行政書士全員の名前・職印</li> <li>申請者名・申請者印</li> </ol>

「登録入会のご案内」 p. 11参照

## 2. 添付書類等

(6) 事務所の使用権を証する書面

⑥行政書士又は行政書士法人の使用人

・行政書士又は行政書士法人との雇用契約書（原本提示）

※雇用契約書の業務内容欄には、必ず「行政書士業務（登録入会后）」と記載してください。

※⑤⑥の行政書士法人の社員又は行政書士法人の使用人として登録する場合は、日本行政書士会連合会のHPにある「行政書士法人の手引」を精読ください。

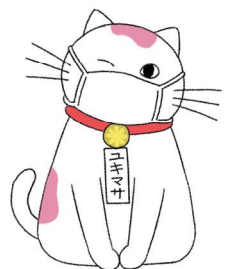
(7) 行政書士業とは別に法人（会社・士業法人等）に勤務している場合（アルバイト含む）

・誓約書（現在も法人等に勤務している場合に✓）

(8) 行政書士以外の類似資格でも事務所を設置し開業している場合

・行政書士事務所と他士業の事務所が同一であることの証明ができる書類

※他士業資格で事務所を設置し開業している場合は、該当する全ての他士業の会員証・証票等（事務所所在地が記載されているもの）のコピーを提出。



「登録入会のご案内」 p. 11～12参照

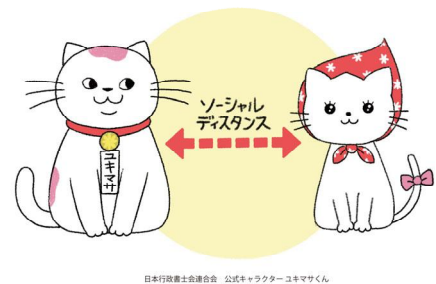
### 3. 登録諸費用

- ☆事前振込費用 225,000円
- ☆登録申請時に持参する現金 21,000円

### 4. 登録免許税

- ☆登録免許税（収入印紙） 30,000円（1枚）

「登録入会のご案内」p.12参照



登録・入会についてご不明点がありましたら、「登録入会のご案内」をご確認いただきまして、東京都行政書士会事務局までお問い合わせください。



# ご視聴、ありがとうございました。

東京都行政書士会へのご登録をお待ちしております。

待ってるニャ！

